

## 自衛隊操縦士の民間における活用について

国土交通省航空局長と防衛省人事教育局長の間で了解された「自衛隊操縦士の民間における活用について」（平成26年2月27日）において別途協議することとされている自衛隊操縦士の人数等については、次のとおり了解する。

- 1 防衛省は、自衛隊から定期航空運送事業者（以下「会社」という。）へ転出させる操縦士（以下「民間活用対象者」という。）の人数について、自衛隊操縦士の転出状況の推移及び今後の見込みを勘案しつつ、安定的な供給に努めるものとする。また、国土交通省は会社毎の採用数について、本制度への依存度、過去の採用実績等を考慮して別途指示するものとする。
- 2 民間活用対象者の年齢については、当面、原則として満40歳程度以上とするが、会社毎の実情等を勘案して、弾力的に配慮するものとする。
- 3 國土交通省及び防衛省は、毎年度、十分な時間的余裕をもって、翌年度の具体的な民間活用対象者数等について一般財団法人自衛隊援護協会（以下「援護協会」という。）に通知するものとし、援護協会において、両者の調整を行うものとする。
- 4 個別の民間活用対象者の各会社への就職については、本人の希望と各会社の行う身体検査、適性検査等の結果に基づいて、各会社が援護協会と調整して決定するものとする。
- 5 國土交通省は、各会社に対し、上記4の身体検査、適性検査等の内容・基準等について防衛省側に十分な事前説明を行うとともに、これら検査結果について防衛省側に開示するなど、検査を円滑に行うために必要な便宜を図るよう指導することとする。
- 6 防衛省は、民間活用対象者が事業用操縦士資格を保持するために必要な措置をとるものとする。ただし、民間活用対象者には事業用操縦士資格を保持しない者も含み得るものとする。
- 7 防衛省は、民間活用対象者が計器飛行証明資格を取得するために必要な配慮を行うものとし、国土交通省は民間活用対象者が計器飛行証明を円滑に取得できるよう協力するものとする。

- 8 国土交通省は、各会社に対し、民間活用対象者が各会社への採用後、予備自衛官として活動する場合には、当該活動について協力するよう要請するものとする。
- 9 平成4年4月30日付け運輸省航空局技術部乗員課長・防衛庁人事局人事第1課長覚書「自衛隊操縦士の民間における活用について」及び平成19年9月14日付け国土交通省航空局技術部乗員課長・防衛省人事教育局人事計画・補任課長覚書「自衛隊操縦士の民間における活用について」については効力を失うものとする。

平成26年2月27日

国土交通省航空局安全部運航安全課長



防衛省人事教育局人事計画・補任課長

